

重国籍制度に関する比較社会学的研究(5)

—アメリカ合衆国における重国籍容認への転換—

立命館大学 南川文里

1. 報告の背景と目的

「移民の国」を自認するアメリカ合衆国は、現在、複数の国籍を保持することについて容認する立場を取っている。アメリカ政府は、二重の国籍を保持することは「法律上認められている資格」と位置づけ、重国籍者に対して国籍選択や離脱を強制していない (Spiro 2016)。一方、国籍取得の際に忠誠の宣誓を求めているように、エスノナショナルな特性の共有を前提としない合衆国の国籍＝市民権 (citizenship) 制度においては、一つの国家に対する忠誠は、そのメンバーシップを構成する主要因の一つとして考えられている (Ellis 2007)。よって、「移民の国」における重国籍への寛容さは、必ずしも自明ではない。実際、20世紀半ばまでは、米国政府は二重市民権の保持を、「重婚」「政府転覆活動」などに例え、道徳的にも政治的にも許容できないものと位置づけてきた。近年でも、排外主義者のあいだでは重国籍を問題視する態度は顕著に見られる。では、合衆国において、重国籍容認への転換はどのように生じたのだろうか。本報告では、米国における重国籍を制度的に容認する条件が整う過程を分析することで、重国籍容認の法的論理がいかに構築されたのかを描く。

2. 方法と議論

重国籍容認への転換については、国際的な権利規範の変化、地域統合、移民出身国の主導など、トランスナショナルな要因が指摘されている (Hansen and Weil 2002; Sejersen 2008)。とはいえ、その転換は、国民国家システムの根幹と考えられる国籍・市民権制度において、どのように位置づけられ、制度化されてきたのだろうか。少なくとも、米国の場合、重国籍を容認する制度的条件は、グローバルに二重国籍容認が拡大する1990年代までにすでに整っていた (Spiro 2016)。本報告では、欧州諸国の重国籍容認への転換を「経路依存性 (path dependency)」によって説明したファイスストラの視角にならひ (Faist et al. 2007)、米国内における重国籍容認に至る過程を、鍵となった最高裁判決に注目して議論する。

米国が「二重市民」の存在を国家として認める契機となったのは、第二次世界大戦中に捕虜虐待の容疑で「反逆罪」に問われた日系二世をめぐるカワキタ対合衆国判決 (1951年)であった。これに続いて、アフロイム対ラスク判決 (1967年) およびヴァンス対テラサス判決 (1980年)において、二重国籍が成立する条件が議論された。両判決は、個人側の市民権維持の意思を、連邦政府側の国籍剥奪の権限よりも優先することで、二重市民権の成立を制度的に認めた。これらの判決が根拠となって、米国政府は国籍離脱を求める制度の運用を断念し、結果的に二重国籍の承認が宣言されるにいたった。本報告では、以上の3つの判決とそれをめぐる議論を取り上げることで、重国籍容認の法的論理の構築過程を探る。カワキタ判決では、第二次世界対戦時の「忠誠」にもとづく市民像が必然的に必要とする「反逆」規定が、逆説的に「二重市民」の容認を導いた。そして、続くアフロイム判決とテラサス判決では、20世紀後半の個人と市民権を「自発性」によって結びつけるリベラルな市民像によって、市民権管理のエージェントを国家から個人へと移行させた。報告では、20世紀後半の米国における市民権が、忠誠、国家主権、自発性を鍵概念として成立していたことを示し、重国籍の容認は、以上の諸概念の相互規定関係の組み替えによって生じたものとして位置づける。そして、それが21世紀以降の移民・市民権政策の安全保障化のもと、新たな限界と課題に直面していることを示す。